

事業所税申告の手引き

仙 台 市

(令和7年4月)

目 次

第1章 事業所税の概要	P. 1
1 事業所税について	(P. 1)
2 事業所税の使いみち	(P. 1)
3 事業所税の課税団体	(P. 2)
4 事業所税のしくみ	(P. 3)
5 事業所税のあらまし	(P. 4)
第2章 事業所税の内容	P. 5
1 課税客体	(P. 5)
2 納税義務者	(P. 6)
3 課税標準	(P. 7)
4 税率・税額	(P. 22)
5 免税点	(P. 23)
6 特殊関係者に係るみなし共同事業の特例	(P. 25)
7 非課税	(P. 29)
8 課税標準の特例	(P. 31)
9 減免	(P. 32)
第3章 事業所税の申告と納付	P. 34
1 申告義務者	(P. 34)
2 申告納付期限	(P. 34)
3 申告納付場所	(P. 34)
4 修正申告・更正の請求	(P. 35)
5 加算金	(P. 35)
6 延滞金	(P. 37)
7 事業所等の新設・廃止	(P. 38)
8 事業所用家屋の貸付等申告	(P. 38)
9 事業所税の申告書などのダウンロードサービスについて	(P. 38)

第4章 非課税対象施設一覧表.....	P. 39
---------------------	-------

〔表 1〕 特定防火対象物一覧表	(P. 42)
------------------	---------

〔表 2〕 消防用設備等及び防災設備等一覧表	(P. 43)
------------------------	---------

第5章 課税標準の特例対象施設一覧表.....	P. 48
-------------------------	-------

第6章 減免対象施設一覧表.....	P. 52
--------------------	-------

この手引書は次の略語で表示しております。

・地方税法.....法

(例)

・地方税法施行令.....令

・地方税法施行規則.....則

・地方税法取扱通知.....取通

「法 701 の 31①(2)」は地方税法第
701 条の 31 第1項第2号を表してい
ます。

(問答集) 間違いやすい事例

問 1. 建物が未登記の場合の取扱い.....	P. 55
問 2. 貸ビルに空室がある場合の取扱い.....	P. 55
問 3. 委託事業の場合の納税義務者.....	P. 55
問 4. 倉庫に係る納税義務者.....	P. 55
問 5. ビルメンテナンス会社の使用部分の取扱い.....	P. 56
問 6. 貸ビル等内の駐車場の取扱い.....	P. 56
問 7. 新設日の考え方.....	P. 56
問 8. 通勤手当等の取扱い.....	P. 57
問 9. 未払金としている給与等.....	P. 57
問 10. 事業所等に該当しない施設の従業者に係る給与総額の取扱い.....	P. 57
問 11. 免税点の考え方.....	P. 57
問 12. 事業年度の中途において用途変更された事業所用家屋の免税点判定	P. 58
問 13. 課税標準の算定期間が 12 月に満たない場合の資産割の免税点判定	P. 58
問 14. 公益法人等又は人格のない社団が事業を行う施設の取扱い.....	P. 58
問 15. 移動用ロッカーによる更衣室の取扱い.....	P. 58
問 16. 福利厚生施設(非課税)に係る共用部分の取扱い.....	P. 59
問 17. 飲食店等が入るオフィスビルの消防設備等の非課税の取扱い.....	P. 59
問 18. 事業を休止している場合の免税点判定.....	P. 59
問 19. トラック運送事業の非課税の取扱い.....	P. 59
問 20. 事業年度の中途において非課税対象となった施設の取扱い.....	P. 60
問 21. 倉庫業者の倉庫の範囲.....	P. 60

第 1 章 事業所税の概要

1. 事業所税について

事業所税は、人口・企業が過度に大都市地域に集中したことによって発生した交通問題・公害問題・ごみ処理の問題などいわゆる都市問題の解決を図り、都市環境の整備・都市機能の回復に必要な財政需要を賄うために創設された目的税です。

したがって、その創設の趣旨から大都市の行政サービスと企業の事業活動との受益関係に着目し、大都市地域に所在する事務所又は事業所(以下「事業所等」といいます。)で行われる事業に対して、その事業活動の大きさの指標となる事業所床面積及び従業者給与総額を課税標準として課税する仕組みになっています。

2. 事業所税の使いみち

都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てられており、具体的には次の事業に使われています。

- (1) 道路・都市高速鉄道・駐車場その他の交通施設の整備事業
- (2) 公園・緑地その他の公共空地の整備事業
- (3) 水道・下水道・廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (4) 河川その他の水路の整備事業
- (5) 学校・図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (6) 病院・保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止に関する事業
- (8) 防災に関する事業
- (9) 以上のほか市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるもの

3. 事業所税の課税団体

(1) 東京都(特別区の区域)

(2) 指定都市(20市)

札幌、仙台、新潟、さいたま、千葉、横浜、川崎、相模原、静岡、浜松、名古屋、
京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡、熊本の各市

(3) 首都圏整備法の既成市街地を有する市(3市)

武蔵野、三鷹、川口の各市

(4) 近畿圏整備法の既成都市区域を有する市(5市)

守口、東大阪、尼崎、西宮、芦屋の各市

(5) 人口30万以上の市で政令で定める市(48市)

旭川、秋田、郡山、いわき、宇都宮、前橋、高崎、川越、所沢、越谷、市川、船橋、
松戸、柏、八王子、町田、横須賀、藤沢、富山、金沢、長野、岐阜、豊橋、岡崎、一
宮、春日井、豊田、四日市、大津、豊中、吹田、高槻、枚方、姫路、明石、奈良、和
歌山、倉敷、福山、高松、松山、高知、久留米、長崎、大分、宮崎、鹿児島、那覇
の各市

(令和7年4月現在)

4. 事業所税のしくみ

	事業所税	
課税客体	事務所等において法人又は個人の行う事業	
納税義務者	事務所等において事業を行う法人又は個人	
課税標準	資産割	事業所等の用に供する家屋の床面積 (事業所床面積)
	従業者割	算定期間中に支払われた従業者給与総額
税率	資産割	1㎡につき600円
	従業者割	従業者給与総額の100分の0.25
免税点	資産割	事業所床面積 1,000㎡以下
	従業者割	従業者数 100人以下
納税方法	申告納付	
申告納付期限	個人	翌年の3月15日まで
	法人	事業年度終了の日から2カ月以内

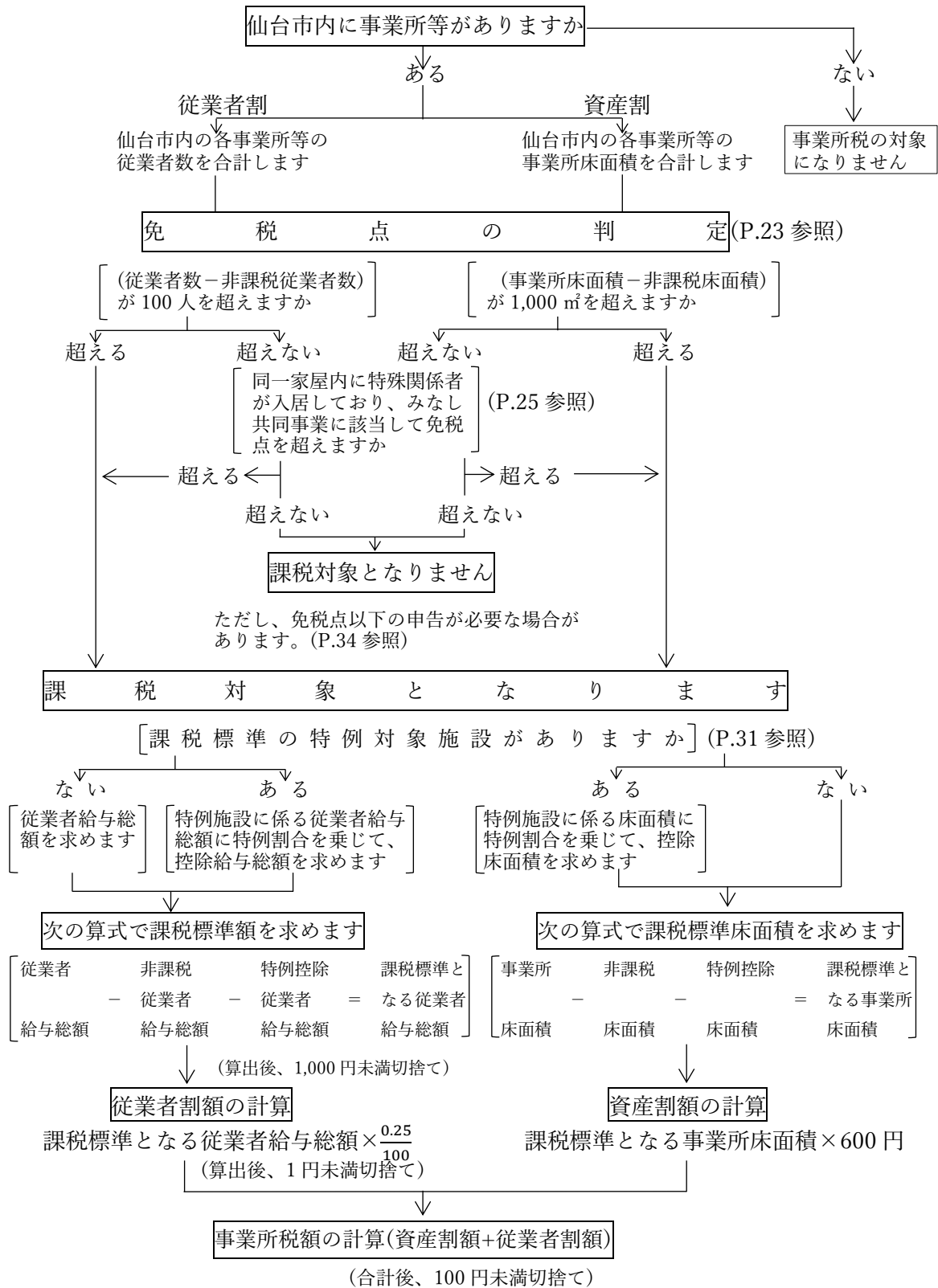
(注1) 事業所税は、市内のすべての事務所等の合計に対して課税されます。

(注2) 事業所税の免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況によります。

(注3) 免税点以下で納付する必要がある場合であっても、事業所床面積が700㎡超又は従業者数が70人超の場合及び前事業年度又は前年中に事業所税の税額があった場合は、市税条例の規定により申告書を提出していただくことになっています。

(法701の46③、法701の47③、仙台市市税条例施行規則第13条の3第1項)

5. 事業所税のあらまし



第2章 事業所税の内容

1. 課税客体

事業所税は、事業所等において法人又は個人の行う事業に対して課税されます。
(法701の32①)

(1) 事業所等とは

自己の所有に属するものであるか否かに関わらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。したがって、事務所・店舗・工場などのほか、これらに付属する倉庫・材料置場・作業場・ガレージなども事業所等の範囲に含まれます。

また、無人倉庫など人的設備を欠く施設も、これらを管理する事業所等が市域の内外を問わず存する限り、事業所等に該当します。

一つの事業所等とは一区画を占めて経済活動を行うものをいい、同一の敷地であれば、経営主体が同一である限り一区画とみなし、1単位の事業所となります。

なお、事業に関連する施設のうち、次に掲げるものは事業所等に該当しません。

- ① 社宅・社員寮など……これらの施設は人の居住の用に供するものであるため、事業所等とは扱いません。
- ② 設置期間が2～3カ月程度の現場事務所・仮小屋など……これらの場所で行われる事業に継続性がないため、事業所等とは扱いません。
- ③ 建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が1年未満のもの……②と同じく事業に継続性が認められないため、事業所等とは扱いません。

(2) 事業とは

物の生産・流通・販売・サービスの提供などに係るすべての経済活動をいいます。したがって、本来の事業のほか、これに関連して行われる付随的な事業も含まれます。

また、事業所等において行われる事業とは、事業所等の家屋又はその区画内で行われるものをいうほか、その区画外で行われるもの、例えば、外交員のセールス活動なども事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業となります。

(3) 事業所用家屋とは

家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいいます。したがって、人の居住の用に供する部分は課税対象外となります。(法701の31①(6))

2. 納税義務者

納税義務者は、仙台市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。(法701の32①)
--

納税義務者は申告納付の方法により、自らその納付すべき事業所税の課税標準額及び税額を算出し、申告書を提出するとともに、その税額を納付する義務があります。

(法701の46、法701の47)

(1) 貸ビル等の場合

貸ビルの場合、その事業所用家屋の所有者ではなく、現実にそこで事業を行っている者(テナント)が納税義務者になります。(取通9章3(4)ア)

したがって、貸ビル等の貸主は当該貸付部分については納税義務者になりませんが、事業所用家屋の貸付等申告書の提出が必要です。(法701の52②)

(2) 清算中の法人の場合

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において事業を行う法人と認められるため、その限りにおいて納税義務者となります。(取通9章3(4)ア)

(3) 人格のない社団等

人格のない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあるものは法人とみなし、納税義務者となります。(法701の32③)

(4) 共同事業の場合

2以上の者が共同して事業を行う場合は、連帯して納税義務を負います。
(共同申告の必要はありません。)

(5) 実質課税の原則

法律上事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っている認められる場合は、事実上その事業を行っている者が納税義務者となります。(法701の33)

3. 課税標準

課税標準は、資産割については事業所床面積、従業者割については従業者給与総額であり、仙台市内すべての事業所等を合計して算出します。

(法701の40、法701の31①(2)(3))

資産割

課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

(1) 課税標準の算定期間とは

法人にあつては事業年度、個人にあつては個人に係る課税期間をいいます。個人に係る課税期間とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいいますが、年の途中で事業の開始や廃止があつた場合は、次のようになります。

(取通第9章3(6))

- ① 年の途中で事業を廃止した場合… 1月1日から廃止の日までの期間
- ② 年の途中で事業を開始した場合… 開始の日から12月31日までの期間
- ③ 年の途中で事業を開始し、年の途中で事業を廃止した場合… 開始の日から廃止の日までの期間

(2) 事業所床面積とは

事業所用家屋の延床面積(各階の合計床面積)をいいます。ただし、事業所用家屋である家屋にもつぱら事業所等の用に供する部分に係る共用部分があるときは、次の算式によって事業所床面積を算出します。

(床面積は1㎡の100分の1未満は切り捨ててください。)

$$\text{事業所床面積} = \text{各事業所等の専用部分の床面積} + \left[\text{共用部分の床面積} \times \frac{\text{各事業所等の専用部分の床面積}}{\text{全事業所等の専用部分の合計床面積}} \right]$$

共用部分について

共用部分とは、各事業所等の共同の用に供する部分をいうもので、具体的には、エレベーター室・エレベーター前ホール・廊下・階段・機械室・電気室等が含まれます。

(注) 管理室及び管理用品庫などの貸ビル等の管理のための施設は共用部分ではなく、当該貸ビル業者の専用部分となります。

〔例〕 事業所等と事業所等に係る共用部分がある場合

出入口	C.管理室 100 m ²	D.機械室 50 m ²	B 社事務所 800 m ²	(床面積の内訳)	
	E.廊 下 150 m ²			・建物の延床面積 2,100 m ²	
	A 社事務所 1,000 m ²			・A社の専用面積 1,000 m ²	
				・B社の専用面積 800 m ²	
				・貸ビル業者の専用面積 100 m ²	
				・共用部分の面積 200 m ²	
				(廊下、機械室)	

計算式（1㎡の100分の1未満を切り捨てます。）

○A社の事業所床面積

$$= 1,000 \text{ m}^2 + (200 \text{ m}^2 \times 1,000 \text{ m}^2 / 1,000 \text{ m}^2 + 800 \text{ m}^2 + 100 \text{ m}^2) \div 1,105.26 \text{ m}^2$$

○B社の事業所床面積

$$= 800 \text{ m}^2 + (200 \text{ m}^2 \times 800 \text{ m}^2 / 1,000 \text{ m}^2 + 800 \text{ m}^2 + 100 \text{ m}^2) \div 884.21 \text{ m}^2$$

○貸ビル業者の事業所床面積

$$= 100 \text{ m}^2 + (200 \text{ m}^2 \times 100 \text{ m}^2 / 1,000 \text{ m}^2 + 800 \text{ m}^2 + 100 \text{ m}^2) \div 110.52 \text{ m}^2$$

（３）課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の特例

6カ月決算法人、年の中で事業を開始又は廃止した個人など、課税標準の算定期間が12月に満たない場合の課税標準となる事業所床面積は、次の算式で算定します。

（法701の40①、③）

事業所 床面積	＝	課税標準の算定期間の 末日現在の事業所床面積	×	課税標準の算定期間の月数 12
------------	---	---------------------------	---	--

なお、課税標準の算定期間の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときはこれを1月とします。（P.14の⑤参照）

（４）新設又は廃止事業所等に係る課税標準の月割計算

課税標準の算定期間の中で新設又は廃止された事業所等に係る課税標準は、それぞれ次の算式によって月割計算します。

（法701の40②）

① 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等

課税標準の算定期間の 末日における 事業所床面積	×	新設の日の属する月の<u>翌月</u>から課税標準の 算定期間の末日の属する月までの月数 課税標準の算定期間の月数
--------------------------------	---	--

② 課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{廃止の日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array}} \times \frac{\boxed{\begin{array}{c} \text{課税標準の算定期間の開始の日の属する} \\ \text{月から廃止の日の属する月までの月数} \end{array}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

③ 課税標準の算定期間の中で新設され、途中で廃止された事業所等

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{廃止の日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array}} \times \frac{\boxed{\begin{array}{c} \text{新設の日の属する月の翌月から} \\ \text{廃止の日の属する月までの月数} \end{array}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

(5) 共同事業に係る課税標準の算定

各共同事業者の課税標準は、次の算式によって算出される面積となります。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{共同事業に係る事業所等} \\ \text{の事業所床面積} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{損益配分の割合(損益配分の割合が定められ} \\ \text{ていない場合は、出資の価額に応じる割合)} \end{array}}$$

(6) 課税標準の算定期間中に用途変更があった場合

課税標準の算定期間中に事業所用家屋の用途を課税用途から非課税用途に、又は非課税用途から課税用途に変更した場合の課税標準は、算定期間の末日現在の事業所床面積によります。なお、事業所等全体について同様の事情が生じた場合も同じ扱いとなり、新設又は廃止の場合のような月割計算は行いません。

事業所等の新設・廃止には一般的に次の表のような場合があります。

No.	区分	具 体 的 な 事 例	参 照 ページ
①	新設	仙台市内に事業所等があり、新たに支店・営業所等の事業所を市内に開設した場合	12
②	廃止	仙台市内に事業所等があり、そのうちいずれかの支店・営業所等の事業所を廃止した場合	12
③	新設	他都市では事業を行っており、仙台市内に初めて支店・営業所等の新たな事業所を開設した場合	13
④	廃止	他都市では事業を継続するが、仙台市内のすべての事業所等を廃止した場合	13
⑤	新設	事業を初めて開始し、仙台市内に事業所等を新設した場合	14
⑥	廃止	解散等により事業そのものを終了し、すべての事業所等を廃止した場合	14
⑦	拡張	仙台市内に事業所等があり、同一敷地内に一部建物を新築（増築）した場合、又は同一ビル内で使用面積が増えた場合	15
⑧	縮小	仙台市内に事業所等があり、同一敷地内の建物を一部取り壊した場合、又は同一ビル内で使用面積が減った場合	15

①	新設	仙台市内に事業所等があり、新たに支店・営業所等の事業所を市内に開設した場合
---	----	---------------------------------------

A社は青葉区に本店があり事業を行っていたが、9月1日に泉区に支店を新設した。

(決算期末:3月31日、本店床面積:1,500㎡、支店床面積:1,000㎡)

(説明) 事業そのものは継続して行っているため、新設した事業所については月割計算し算定します。(月割計算はP. 9(4)①をご確認ください。)

・算定期間末日の床面積は2,500㎡で免税点を超える。

・支店の月割計算(10月～3月の6カ月)

$$1,000\text{㎡} \times 6\text{カ月} / 12\text{カ月} = 500\text{㎡}$$

(課税標準となる事業所床面積)

$$\text{本店の床面積}1,500\text{㎡} + \text{支店の床面積}500\text{㎡} = \text{合計}2,000\text{㎡}$$

②	廃止	仙台市内に事業所等があり、そのうちいずれかの支店・営業所等の事業所を廃止した場合
---	----	--

A社は青葉区に本店と泉区に支店があり事業を行っていたが、6月1日に支店を廃止した。

(決算期末:3月31日、本店床面積:1,500㎡、支店床面積:1,000㎡)

(説明) 事業そのものは継続して行っているため、廃止した事業所については月割計算し算定します。(月割計算はP. 10(4)②をご確認ください。)

・算定期間末日の床面積は1,500㎡で免税点を超える。

・支店の月割計算(4月～6月の3カ月)

$$1,000\text{㎡} \times 3\text{カ月} / 12\text{カ月} = 250\text{㎡}$$

(課税標準となる事業所床面積)

$$\text{本店の床面積}1,500\text{㎡} + \text{支店の床面積}250\text{㎡} = \text{合計}1,750\text{㎡}$$

③	新設	他都市では事業を行っており、仙台市内に初めて支店・営業所等の新たな事業所を開設した場合
---	----	---

A社は東京で事業を行ってきたが、新たに仙台支店を9月1日に開設した。

(決算期末:3月31日、支店床面積:2,000㎡)

(説明) 事業そのものは継続して行っているため、新設した事業所については月割計算し算定します。(月割計算はP. 9(4)①をご確認ください。)

・算定期間末日の床面積は2,000㎡で免税点を超える。

・支店の月割計算(10月～3月の6カ月)

$$2,000\text{㎡} \times 6\text{カ月} / 12\text{カ月} = 1,000\text{㎡}$$

(課税標準となる事業所床面積)

支店の床面積1,000㎡

④	廃止	他都市では事業を継続するが、仙台市内のすべての事業所等を廃止した場合
---	----	------------------------------------

A社は仙台支店を6月1日に廃止し、東京本店でのみ事業を行っている。

(決算期末:3月31日、支店床面積:2,000㎡)

(説明) 事業そのものは継続して行っているが、算定期間末日における仙台市内の事業所床面積は0㎡であるため、免税点以下となり課税になりません。(P. 7参照)

⑤	新設	事業を初めて開始し、仙台市内に事業所等を新設した場合
---	----	----------------------------

A社は10月10日に初めて事業を開始し、仙台市内に本店を新設した。

(決算期末:3月31日、本店床面積:2,000㎡)

(説明)この事例の場合の課税標準の算定期間は、事業の開始の日から事業年度の終了の日までとなります。 (取通第9章3(6)、法701の40①、③)

したがって、月割計算は行われず「課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合」に該当します。(計算はP. 9(3)をご確認ください。)

・算定期間末日の床面積は2,000㎡で免税点を超える。

・月数(10月10日～ 3月31日の6カ月)

$$2,000\text{㎡} \times 6\text{カ月} / 12\text{カ月} = 1,000\text{㎡}$$

(課税標準となる事業所床面積)

本店の床面積1,000㎡

⑥	廃止	解散等により事業そのものを終了し、すべての事業所等を廃止した場合
---	----	----------------------------------

A社は10月10日に事業を終了し、仙台市内の本店を廃止した。

(決算期末:3月31日、本店床面積:2,000㎡)

(説明)この事例の場合の課税標準の算定期間は、事業年度開始の日から事業の廃止の日までとなります。

したがって、月割計算は行われず「課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合」に該当します。(計算はP. 9(3)をご確認ください。)

・算定期間末日の床面積は2,000㎡で免税点を超える。

・月数(4月1日～10月10日の7カ月)

$$2,000\text{㎡} \times 7\text{カ月} / 12\text{カ月} \div 1,166.66\text{㎡}$$

(課税標準となる事業所床面積)

本店の床面積1,166.66㎡

⑦	拡張	仙台市内に事業所等があり、同一敷地内に一部建物を新築(増築)した場合、又は同一ビル内で使用面積が増えた場合
---	----	---

A社は青葉区にある本店で事業を行っていたが、9月1日に同一敷地内に倉庫を新設した。

(決算期末:3月31日、本店床面積:1,500㎡、倉庫床面積:500㎡)

(説明) 同一敷地内における事業所床面積の異動は事業所の新設には該当せず、算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。(P. 5参照)

・算定期間末日の床面積は2,000㎡で免税点を超える。

(課税標準となる事業所床面積)

本店の床面積1,500㎡+倉庫の床面積500㎡=合計2,000㎡

⑧	縮小	仙台市内に事業所等があり、同一敷地内の建物を一部取り壊した場合、又は同一ビル内で使用面積が減った場合
---	----	--

A社は同一ビル内の2室を借りて事業を行っていたが、9月1日に1室を解約し残りの1室で事業を行っている。

(決算期末:3月31日、本店床面積:2,000㎡、解約した床面積800㎡)

(説明) 同一敷地内における事業所床面積の異動は事業所の廃止には該当せず、算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。(P. 5参照)

・算定期間末日の床面積は1,200㎡で免税点を超える。

(課税標準となる事業所床面積)

本店の床面積1,200㎡

従業者割

課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額が課税標準となります。

(注) 課税標準の算定期間については、P. 7をご確認ください。

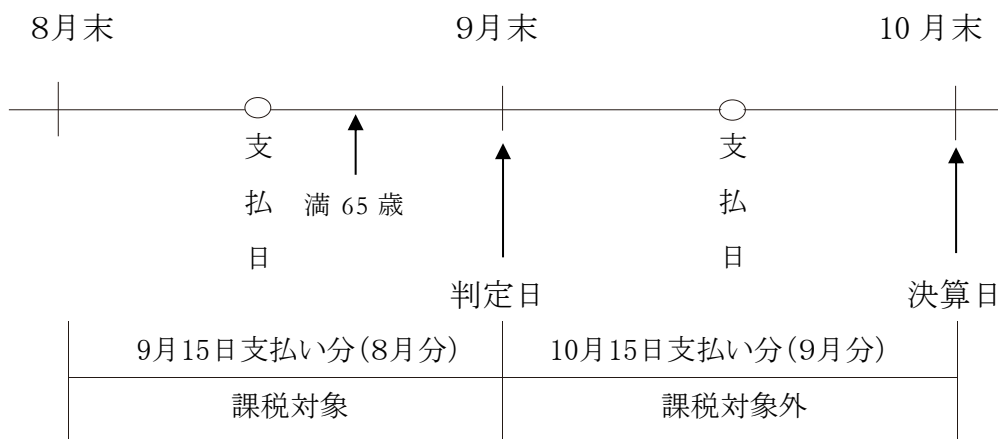
(1) 従業者

一般従業者のほか、役員・日々雇用等の臨時従業者等が従業者に含まれますが、役員でない障害者及び65歳以上の者は除かれます。(法701の31①(5))

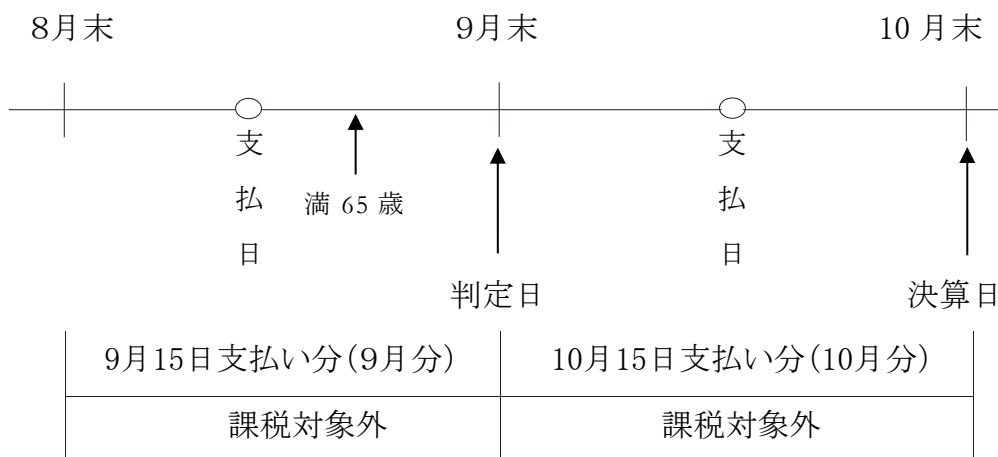
(注1) 障害者とは、所得税・住民税において障害者控除の対象となる者をいいます。

(注2) 障害者・65歳以上の者及び雇用改善助成対象者であるかどうかについての判定は、決算期末の現況によります。なお課税標準となる従業者給与総額に含めるかの判定は、これらの者に対して給与等が支払われるときの現況によります。その現況とは、給与の計算の基礎となる期間の末日の現況です。

(例1) 10月決算の場合で毎月1日～末日分を翌月の15日に支払う場合



(例2) 10月決算の場合で毎月1日～末日分をその月の15日に支払う場合



(2) 従業者給与総額

従業者に対して支払われる又は支払われるべき俸給・給与・賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいいます。

- ① これらの性質を有する給与とは、扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・現物給与等をいうものですが、退職金・年金・恩給・所得税法上非課税とされる給与等は含みません。
- ② 短時間勤務のパートタイマーに対する給与等は給与総額に含まれます。
短時間勤務のパートタイマーに該当するかどうかは、形式的な呼称ではなく勤務の状態によって判定されます。(P. 21参照)
- ③ 外交員その他これらに類する者の業務に対する報酬等で、所得税の事業所得に該当するものは含まれません。

(3) 雇用改善助成対象者の給与等

年齢55歳以上65歳未満の者で、雇用保険法等による国の雇用に関する助成に係る対象者(以下「雇用改善助成対象者」といいます。)である場合、当該従業者に対する支払給与の2分の1の額が控除されます。

雇用改善助成対象者とは次に掲げる者をいいます。

- ① 雇用保険法又は労働施策総合推進法施行令の規定に基づき、高年齢者・心身障害者
その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの
促進に関する助成に係る者
- ② 雇用保険法又は労働施策総合推進法に規定する作業環境に適応させるための訓練を
受けた者
- ③ 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令に
規定する雇用奨励金の支給に係る者

(4) 事業専従者の専従者控除額

従業者が事業専従者である場合は、その者に係る事業専従者控除額は従業者給与総額に含まれます。

(5) 課税標準の算定期間の中途において転勤した者の給与等

課税標準の算定期間の中途において、仙台市内の事業所等から他市町村の事業所等へ又は他市町村の事業所等から仙台市内の事業所等へ転勤した者がいる場合は、その者に支払われた給与等のうち、他市町村の事業所等の勤務時に支払われた給与等については従業者給与総額には含まれません。

(6) 船上勤務等の給与等

常時船舶の乗務員である者など、その勤務すべき施設が事業所等に該当しない場合には、その者に支払われる給与等については従業者給与総額には含まれません。

(7) 出向社員の給与等

一般的には、給与の支払を行う者の従業者給与総額に含めますが、出向先が経営指導料等として出向元の支払給与相当分を出向元に支払っている場合で、当該経営指導料等が法人税法上出向先の給与として取扱われる場合は、出向先の従業者給与となります。この場合、当該経営指導料等の額を出向元の従業者給与総額から控除します。

また、出向社員に対する給与等を出向元と出向先が一部ずつ支払っている場合は、それぞれの負担部分がそれぞれの従業者給与総額に含まれます。(P. 20参照)

(8) 非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設とに併せ従事している従業者の給与等

非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設に併せ従事している従業者の、非課税又は課税標準の特例の適用を受ける給与等とその他の給与等の区分については、その各々の事業に従事した分量によって按分することになります。なお、その分量が明らかでない場合は、それぞれに均等に従事したものとして計算してください。

(9) 共同事業に係る従業者給与総額

当該事業に係る各共同事業者に係る従業者割の課税標準となる従業者給与総額は、次の算式により算出します。

従業者 給与総額	=	共同事業に係る 従業者給与総額	×	損益分配の割合(損益分配の割合が定められていない場合は、出資の価額に応じる割合)
-------------	---	--------------------	---	--

(10) 事業年度中の中途退職者の給与等

中途退職者は免税点の判定の基礎となる従業者数には含まれませんが、当該退職者の退職時までの支払給与等は従業者給与総額に含まれます。

(11) 事業年度中の休職者の給与等

休職中の従業者については、当該休職者に対して給与等が支払われている場合は従業者数に含めます。

(表 1) 従業者割における従業者の取扱い

従 業 者		免 税 点 の 判 定	課 税 標 準
役員	役員・使用人兼務役員(65歳以上の者を含む)	従業者に含める	従業者給与総額に含める
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
	非常勤の役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める
	無給の役員	従業者に含めない	－
日々雇用等の臨時の従業員		従業者に含める	従業者給与総額に含める
短時間勤務のパートタイマー (注1)		従業者に含めない	従業者給与総額に含める
出向社員 (注1)	出向元が給与を支払う	出向元の従業者に含める	出向元の従業者給与総額に含める
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う	出向先の従業者に含める	出向先の従業者給与総額に含める
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
外国又は課税区域外への長期派遣(出張) (注1)		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
休職中の従業者		給与等が支払われている場合は従業者に含める	従業者給与総額に含める
中途退職者		従業者に含めない	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める
派遣法に基づく派遣社員 (注2)		派遣元の従業者に含める	派遣元の従業者給与総額に含める
保険の外交員 (事業所得のみの者)		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
保険の外交員(給与所得及び事業所得を有する者)		従業者に含める	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める
常時船舶の乗組員		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない

(注1) 「出張」「派遣」「出向」「短時間勤務のパートタイマー」等の定義は(表2)のとおりです。

(注2) 「派遣法」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいいます。

なお、課税区域外へ派遣されている場合は、従業者数及び従業者給与総額に含めません。

(表 2)

出張	企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行う。 なお「長期」とは、課税標準の算定期間を超える期間をいう。
派遣	派遣元の従業者としての雇用関係・指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にある。
出向	出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に賦与し、出向先企業において労務を提供させる。
短時間勤務のパートタイマー	形式的な呼称ではなく勤務の状態によって判定されるものであり、ここでは、休暇、社会保険、賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別され、かつ労働時間が正規の従業者の3/4未満である者とする。

4. 税率・税額

事業所税の税率は、次のとおりです。

(法701の42)

資産割 事業所床面積 1㎡につき600円

従業者割 従業者給与総額の100分の0.25

事業所税の計算は、次のように行います。

$$\text{税額} = \begin{array}{c} \text{(資産割額)} \\ \boxed{\begin{array}{c} \text{課税標準となる} \\ \text{事業所床面積} \\ \text{㉑} \end{array}} \times 600\text{円} + \begin{array}{c} \text{(従業者割額)} \\ \boxed{\begin{array}{c} \text{課税標準となる} \\ \text{従業者給与総額} \\ \text{㉒} \end{array}} \times \frac{0.25}{100} \end{array}$$

①資産割

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{課税標準となる} \\ \text{事業所床面積} \\ \text{㉑} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{事業所} \\ \text{床面積} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{非課税に係る} \\ \text{事業所床面積} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{課税標準の特例適用に} \\ \text{係る控除事業所床面積} \end{array}}$$

②従業者割

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{課税標準となる} \\ \text{従業者給与総額} \\ \text{㉒} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{従業者} \\ \text{給与総額} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{非課税に係る} \\ \text{従業者給与総額} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{課税標準の特例適用に} \\ \text{係る控除従業者給与総額} \end{array}}$$

端数処理

- ・ 資産割額及び従業者割額合算後の100円未満切捨て
- ・ 事業所床面積1㎡の100分の1未満切捨て
- ・ 従業者給与総額の1円未満切捨て
- ・ 課税標準となる従業者給与総額の1,000円未満切捨て

5. 免税点

資 産 割 仙台市内のすべての事業所等の事業所床面積の合計が1,000㎡以下の場合には課税になりません。

従業者割 仙台市内のすべての事業所等の従業者数の合計が100人以下の場合には課税になりません。

なお、免税点の判定は資産割及び従業者割のそれぞれについて行います。

(法701の43①)

(1) 免税点の判定の注意点

免税点の判定にあたっては、次の点に注意してください。

- ① 非課税規定の適用に係る事業所床面積は除かれます。
- ② 障害者及び65歳以上(P. 16参照)の者並びに非課税規定の適用がある施設に勤務する者は除かれます。
- ③ 短時間勤務のパートタイマー(P. 21参照)は従業者数には含まれません。(ただし、給与総額には含まれます。)
- ④ 特殊な勤務形態の従業者についての従業者割の取扱いについてはP. 20(表1)をご確認ください。
- ⑤ 納付税額は資産割と従業者割の合算額となります。

資 産 割	従業者割	納 付 税 額
免税点超	免税点超	資産割額＋従業者割額
免税点超	免税点以下	資産割額のみ
免税点以下	免税点超	従業者割額のみ
免税点以下	免税点以下	な し

(2) 免税点の判定日

免税点は、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。(法701の43③)

したがって、課税標準の算定期間の中に廃止した事業所等に係る事業所床面積及び従業者数は、免税点判定の基礎には含まれません。(事業所床面積又は従業者

数が免税点を超える場合は、課税標準の算定期間の中途に廃止した事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額も課税標準に含まれます。)

(3) 共同事業の免税点判定 (みなし共同事業を除く)

当該共同事業に係る各共同事業者に係る免税点判定は、次の算式によって算出される事業所床面積又は従業者数により行います。なお、当該共同事業者の1人が他に単独で事業を行う事業所等を有する場合は、当該他の事業所等に係る事業所床面積又は従業者数との合算で行われます。(令56の75①)

共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者数	×	損益分配の割合	$\left[\begin{array}{l} \text{損益分配の割合が定められていない} \\ \text{場合は出資の価額に応じる割合} \end{array} \right]$
--------------------------	---	---------	--

(4) みなし共同事業の場合の免税点判定 (P. 27参照)

特殊関係者の事業と特殊関係者を有する者の事業とが同一の家屋で行われている場合、当該特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされ、これらの者には連帯納税義務が課されます。

なお、この場合特殊関係者を有する者の免税点の判定は、その者の本来の事業と合算して行うこととなりますが、課税標準の算定においては合算されません。

(法701の32②、法10の2①、令56の51②、令56の75②)

(5) 企業組合又は協業組合の免税点の特例

企業組合又は協業組合(以下「企業組合等」といいます。)の各事業所等のうち、当該事業所等に係る事業所用家屋が当該企業組合等の組合員が組合員となった際その者の事業の用に供されていた事業所等であり、かつ、その者がその後引き続き当該事業所等において行われる事業の主催者として企業組合等の事業に従事しているもの又はこれに準じる一定の事業所等に該当するものについては、それぞれの事業所ごとに免税点を判定します。

(6) 従業者の数に著しい変動がある事業所等の従業者数の算定

市内の各事業所等のうち、課税標準の算定期間を通じて従業者数の変動が著しく、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が最小であるものの数値の2倍を超える事業所等については、次の算式により求めた数を当該事業所等に係る算定期間の末日現在の従業者数とみなします。

(法701の43④)

課税標準の算定期間の 末日現在の従業者数	=	<table border="1"><tr><td>課税標準の算定期間に属する各月の 末日現在における従業者の数の合計</td></tr><tr><td>課税標準の算定期間の月数</td></tr></table>	課税標準の算定期間に属する各月の 末日現在における従業者の数の合計	課税標準の算定期間の月数
課税標準の算定期間に属する各月の 末日現在における従業者の数の合計				
課税標準の算定期間の月数				

(注)ここにいう事業所等には、当該課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等は含まれません。

6. 特殊関係者に係るみなし共同事業の特例

事業所税では税負担の均衡などから、みなし共同事業に係る特例が設けられています。
(法701の32②)

これは特殊関係者を有する者の事業所等と、その特殊関係者の事業所等が同一家屋に存する場合など、特別の事情がある場合には、そこで行われている特殊関係者の事業を、特殊関係者を有する者との共同事業とみなすことになっています。

(1) みなし共同事業に係る特例が適用される場合

特殊関係者の行う事業が特殊関係者を有する者又はその者の他の特殊関係者が事業を行う事業所等の存する家屋で行われている場合(同一家屋内に事業所等が存する場合)に適用されます。

(2) 特殊関係者の範囲

特殊関係者とは、次に掲げるものをいいます。

(令56の21)

①	特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者(以下「判定対象者」といいます。)の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
②	①に掲げる者以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
③	①、②に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
④	判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人(①、②に掲げる者を除く。)及びその者と①～③のいずれかに該当する関係がある個人
⑤	判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①～④のいずれかに該当する関係がある個人
⑥	判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
⑦	判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員(これらの者と①～④に該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。)の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

(注1) 同族会社とは、法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいいます。

(注2) あなた又は貴社を判定の基礎として同族会社に該当するかどうかということについては、法人税法の同族会社の判定と同じ方法で当該会社の株主グループ(1の株主及びその者と特殊の関係のある者として法人税法施行令第4条に規定された個人、法人をいいます。)につき、その持株割合が最も大きいものから順次その順位を付し、その第1順位の株主グループ、第2順位の株主グループ及び第3順位の株主グループまでの持株割合を順次加算していったら、これらのグループの持株割合がはじめて50%を超えるまでの株主グループにあなた又は貴社が属しているかどうかで判定してください。

なお、上記の「株式数等による判定」のほか、「議決権の数」又は「社員の数」により同族会社に該当する場合があります。

(注3) 特殊関係者を有する者であるかどうか及び特殊関係者であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

(令56の21⑤)

（３）みなし共同事業の場合の免税点判定

特殊関係者を有することにより、共同事業とみなされる事業がある場合における免税点の判定方法は、次のとおりです。（令56の75②）

特殊関係者を有する者の免税点の判定については、共同事業とみなされた事業はそのすべてを自己が単独で行うものとして取扱われ、当該みなされた事業に係る事業所床面積又は従業者数と自己が単独で行う他の事業所床面積又は従業者数との合算で行われます。

（４）みなし共同事業の場合の課税標準の算定方法

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業がある場合でも、特殊関係者を有する者及び特殊関係者の課税標準を算定する上では、それぞれの者の事業所床面積又は従業者給与総額だけが課税標準の対象となり通常の場合と同じこととなります。（令56の51②）

（５）みなし共同事業に係る事業所税の連帯納税義務

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業所税については、特殊関係者を有する者と当該特殊関係者が連帯納税義務を負います。

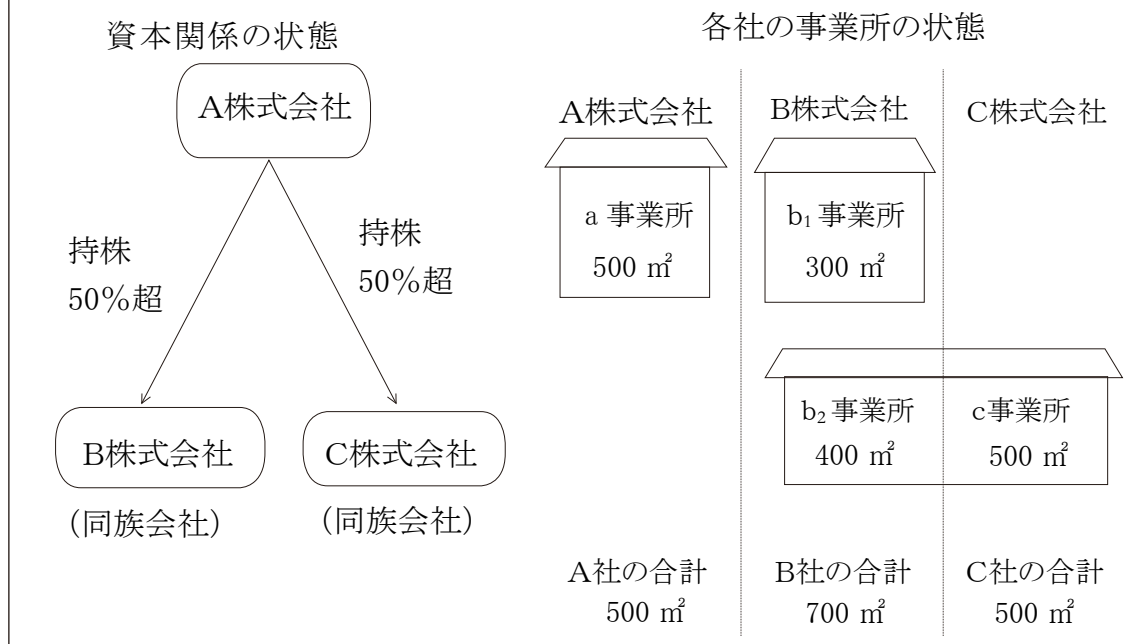
（６）みなし共同事業がある場合の申告手続

みなし共同事業に係る分の事業所税については、前述のとおり免税点の判定について特別な扱いがなされることから、特殊関係者の事業所床面積、従業者数、非課税施設などの内訳を記載した「特殊関係者を有する場合のみなし共同事業に関する調査書」を事業所税の申告書に添付して申告してください。

（７）その他

みなし共同事業に該当する場合であっても、前各項で述べた事項以外の部分の事業所税の取扱いは、一般の場合と同じです。

(事 例)



1. 特殊関係者について

A社の特殊関係者……………B社とC社 (P. 26⑥参照)

B社の特殊関係者……………C社 (P. 26⑦参照)

C社の特殊関係者……………B社 (P. 26⑦参照)

B社及びC社についてはお互いに特殊関係者を有する者であり、又特殊関係者にもなります。

2. 免税点の判定

A社…………… $a = 500\text{m}^2$ ……………免税点以下であり、 700m^2 以下のため申告不要

B社…………… $b_1 + b_2 + c = 1,200\text{m}^2$ ……………免税点を超えるため、申告納付が必要
(みなし共同事業)

C社…………… $c + b_2 = 900\text{m}^2$ ……………免税点以下であるが 700m^2 を超えるため、申告のみ
(みなし共同事業) 必要

※従業者数についても同様の取扱いとなります。

3. 課税標準と納める税額

A社 申告不要のため、該当なし

B社 課税標準 $b_1 + b_2 = 700\text{m}^2$ 税額 $700\text{m}^2 \times 600\text{円} = 420,000\text{円}$

C社 免税点以下のため、該当なし

※従業者給与総額についても同様の取扱いとなります。

7. 非課税

事業所税においては、その創設の趣旨・目的・性格等からみて事業所税を課税すべきではないと考えられる事業所等について、人的非課税及び用途非課税の措置が講じられています。(P. 39参照) (法701の34)

(1) 人的非課税

国や公共法人等の施設は公共性、公益性から非課税とされています。

公益法人等又は人格のない社団についても、収益事業以外の事業を行う施設は非課税とされていますが、収益事業を行う施設は課税対象となります。(P. 58問14参照)

(2) 用途非課税

福利厚生施設や路外駐車場等、特定の用途に供される施設は非課税とされています。

① 福利厚生施設

(1) 体育館・売店・食堂・娯楽室・診療所及び理髪室は、一般的に福利厚生施設として取扱います。

(2) 更衣室・浴室・休憩室・仮眠室・喫茶室及び宿泊室は、当該施設が当該事業所等の業務用施設として認められるもの以外は福利厚生施設として取扱います。

(注) 制服着用義務のある者の更衣室・タクシー乗務員等の仮眠室・工場の浴室等は業務用施設となるため、福利厚生施設には該当しません。

(3) 研修所は、福利厚生施設に該当しません。

(4) 社員寮及び社宅は、人の居住の用に供するものであるため課税対象になりません。

② 路外駐車場

非課税の対象となる路外駐車場とは一般公共の用に供する時間貸駐車場等であり、専用駐車場ではなく、利用者を特定、制限しない駐車場となりますが、具体的には次に掲げるものに該当する施設です。

- (1) 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で都市計画において定められたもの ※動物公園駅自動車駐車場のみ
- (2) 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で駐車場法第12条の規定による届出に係るもの
- (3) 公共施設(官公庁、駅等)から200m以内に設置された路外駐車場で一般公共の用に供するもの

③ 消防用設備等・防災設備等

百貨店・旅館等、不特定多数の人が集まる施設(注1)で、消防用設備等・防災設備等(注2)に使用されている部分です。

(注1) 消防法第17条第1項に規定する防火対象物のうち、地方税法施行令第56条の43第1項に定めるものをいいます。(P. 42参照)

(注2) 地方税法施行令第56条の43第2項及び第3項に定めるものをいいます。

(P. 43参照)

(3) 非課税判定日

課税標準の算定期間(法人にあつては事業年度、個人にあつては個人に係る課税期間)の末日の現況によります。

(4) 非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の計算

従業者割に関して非課税規定の適用を受ける施設に係る事業所等において、非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業とが併せ行われている場合で、非課税規定の適用を受ける事業の従業者がその他の事業にも従事している場合の非課税対象となる従業者給与総額は、次の算式により求めた額となります。

その者の当該事業所等における勤務に係る給与等の額

×

その者が非課税規定の適用を受ける事業に従事した分量

その者が非課税規定の適用を受ける事業と
その他の事業に従事した分量の合計量

なお、分量が明らかでない場合は、非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業とに均等に従事したものとして計算してください。

8. 課税標準の特例

事業所税においては、その創設の趣旨・目的・性格等からみて事業所税を軽減すべきものと考えられる事業所等について、人的なものと用途によるものの課税標準の特例措置が講じられています。(P. 48参照) (法701の41)

(1) 課税標準の特例とは

事業所税の課税標準のある一定割合を軽減する措置のことをいいます。協同組合等についてはその人的な面に着目して特例措置が講じられており、非課税とされる都市施設以外の都市施設や広大な床面積を有することが不可欠な業種で一定面積当たりの収益率の極めて低い施設などについてはその施設の性格、税負担の均衡等の見地から特例措置が講じられています。

(2) 課税標準の特例適用の判定日

課税標準の算定期間(法人にあっては事業年度、個人にあっては個人に係る課税期間)の末日の現況によります。

(3) 課税標準の特例の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の計算

従業者割に関して課税標準の特例の適用を受ける施設に係る事業所等において、特例の適用を受ける事業とその他の事業とが併せ行われている場合で、特例の適用を受ける事業の従業者がその他の事業にも従事している場合の控除対象となる従業者給与総額は、次の算式により求めた額となります。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{その者の当該事業所等における勤務に係る給与等の額}} \\ \times \frac{\boxed{\text{その者が特例の適用を受ける事業に従事した分量}}}{\boxed{\text{その者が特例の適用を受ける事業とその他の事業に従事した分量の合計量}}} \end{array}$$

なお、分量が明らかでない場合は、特例の適用を受ける事業とその他の事業とに均等に従事したものとして計算してください。

(4) 課税標準の特例の重複適用

法第701条の41第1項及び第2項の規定の適用がある場合には、次の順序によります。

適用順位	適用条項
1	法第701条の41第1項
2	法第701条の41第2項（1により控除すべき面積を控除した後の面積が課税標準の特例適用対象床面積となります。）

9. 減免

天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると市長が認める者、その他特別の事情がある者に限り、仙台市市税条例の定めるところにより、事業所税の減免を受けることができます。(P. 52参照) (法701の57)

(1) 減免の申請手続

減免を受けようとする場合は、「事業所税減免申請書」にその事由を証明する書類を添えて、納期限までに提出してください。なお、減免申請は申告の都度納期限までにその事由を証明する書類を添えて、申請してください。期限内に申請書の提出がない場合は、減免の適用は受けられません。

(2) 減免適用の判定日

課税標準の算定期間(法人にあつては事業年度、個人にあつては個人に係る課税期間)の末日の現況によります。

第3章 事業所税の申告と納付

1. 申告義務者

申告義務者は、仙台市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。

課税標準の算定期間の末日現在において下記の要件に該当する者

(1) 申告納付

- ア 仙台市内のすべての事業所等の合計床面積(非課税床面積を除く)が1,000㎡を超える場合
- イ 仙台市内のすべての事業所等の合計従業者数(非課税従業者数を除く)が100人を超える場合

(2) 税額のない方の申告

- ア 前事業年度又は前年中に事業所税の税額があった者
- イ 仙台市内のすべての事業所等の合計床面積が700㎡を超えている場合
- ウ 仙台市内のすべての事業所等の合計従業者数が70人を超えている場合

2. 申告納付期限

(1) 法人

事業年度終了の日から2カ月以内

(2) 個人

翌年の3月15日まで

3. 申告納付場所

(1) 申告先

仙台市財政局税務部市民税企画課 法人課税係

仙台市青葉区二日町1番1号 仙台市役所北庁舎4階

※郵送先 〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

(2) 納付場所

仙台市指定金融機関・仙台市指定代理金融機関・仙台市収納代理金融機関等

4. 修正申告・更正の請求

(1) 修正申告

既に確定した課税標準額又は税額が過少であったため、不足額が生じることとなる場合は、修正申告書を提出してください。(法701条の49)

(2) 更正の請求

申告書又は修正申告書に記載した課税標準額又は税額等の計算が、法令の規定に従っていなかったこと、又は、計算誤り等があったことにより、税額が過大となる場合は法定納期限から5年以内に限り、更正の請求をすることができます。

(法20条の9の3)

更正請求書及び第44号様式別表1～4、事由を証明する資料等をご提出ください。

5. 加算金

過少な申告や法定期限までに申告をしなかったときなどは、過少申告加算金又は不申告加算金が課されます。それぞれの割合は次の表のとおりです。また、課税標準の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽又は仮装したときは、重加算金が課されます。

過 少 申 告 加 算 金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正した場合又は修正申告があった場合 (修正申告があった場合で、更正があるべきことを予知したものでないときを除く。) (法701の61①)	不足税額×10% ※不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については、15%となります。
不 申 告 加 算 金	期限後に申告があった場合 (法701の61②(1))	納付すべき税額×15% ※納付すべき税額が、次に相当する金額の部分の割合は以下のとおりです。 ・50万円以下は15% ・50万円超300万円以下は20% ・300万円超は30%
	期限までに申告がないため、決定した場合 (法701の61②(1))	
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、修正申告があった場合又は更正した場合 (法701の61②(2))	
	決定後に修正申告があった場合又は更正した場合 (法701の61②(3))	
	期限後に申告又は修正申告があった場合で、更正又は決定があるべきことを予知したものでないとき (法701の61⑥)	納付すべき税額×5%

※令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する事業年度について、事業年度の開始の日(個人の場合は、課税期間の初日)の属する年の前年及び前々年に開始した事業年度に不申告加算金又は重加算金(以下「特定不申告加算金等」という。)を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合には、それぞれ当該加算金の割合に10%が加算されます。

※上記を除き、過去5年以内に不申告加算金又は重加算金を徴収されたことがある場合に、平成29年1月1日以後に再び不申告加算金又は重加算金を徴収されることとなる場合には、それぞれ当該加算金の割合に10%が加算されます。

6. 延滞金

申告納付期限後に税額を納付する場合は、納付すべき税額に申告納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて延滞金がかかります。(法701条の60)

【未納の税額に乗ずる延滞金の割合】

法定納期限の翌日から下記別表の区分による期日までの期間については、「延滞金特例基準割合※+1%」となり、この期間を経過した期間の分は「延滞金特例基準割合+7.3%」となります。

※延滞金特例基準割合(令和2年12月31日までは特例基準割合)とは、国内銀行の貸出約定平均金利(新規短期)の前々年9月～前年8月(令和2年12月までは前々年10月～前年9月)における平均に、1%を加算した割合となります。

別表

区 分	適 用
① 提出期限までに提出した申告書に係る税額	当該税額に係る事業所税の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
② 提出期限後に提出した申告書に係る税額	当該提出した日までの期間及びその日の翌日から1月を経過する日までの期間
③ 修正申告書に係る税額	修正申告書を提出した日までの期間及びその日の翌日から1月を経過する日までの期間
④ 更正又は決定による税額	当該通知をした日の翌日から1月を経過する日までの期間及び当該1月を経過する日の翌日から1月を経過する日までの期間

(注1) 延滞金の計算の基礎となる納付すべき税額に1,000円未満の端数があるときはその端数金額を、その税額の全額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨ててください。

(注2) 延滞金の額に100円未満の端数があるときはその端数金額を、その延滞金の全額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨ててください。

7. 事業所等の新設・廃止

仙台市内において事業所等を新設又は廃止した場合は、当該新設又は廃止の日から1カ月以内に届出してください。

(法701の52①、仙台市市税条例第61条の4第1項)

8. 事業所用家屋の貸付等申告

事業所用家屋の全部又は一部を他の人に貸し付けている者(転貸を含む)は、他の人に事業所用家屋を貸し付けることとなった日から1カ月以内に、その事業所用家屋の貸付状況を申告してください。

また、その申告した事項に異動が生じた場合は、当該異動が生じた日から1カ月以内に申告書を提出してください。

(法701の52②、仙台市市税条例第61条の4第2項、第3項)

9. 事業所税の申告書などのダウンロードサービスについて

事業所税の申告書や事業所用家屋の貸付等申告書、納付書などの様式は、仙台市のホームページから下記の方法でダウンロードすることができます。

アクセス方法:仙台市ホームページ(<https://www.city.sendai.jp/>)

【事業者向け情報】⇒【申請書・届出書 ダウンロード】⇒【市税】⇒“事業所税”

第4章 非課税対象施設一覧表

1. 根拠法令の欄の「法」とは地方税法の略であり、条文は算用数字で示し、項は数字を○で囲み、号は()でくくっています。

(例) 地方税法第701条の34第3項第1号…法701の34③(1)

2. 適用の有無の欄の「資」とは資産割、「従」とは従業者割のことを示し、各々○は適用があり、×は適用がないことを表します。

非課税明細書等は下記のようにご記入ください。

(例) 福利厚生施設での非課税

	非課税対象施設等	適用の有無		根拠法令
		資	従	
25	勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設	○	○	法701の34③(26)

非課税明細書	
事業所等の名称	
非課税の内訳	
法第701条の34第	3項第26号該当

番号	非課税対象施設等 ※詳細につきましては、根拠法令をご確認ください。	適用の有無		根拠法令
		資	従	
1	国及び公共法人(法人税法第2条第5号に規定する法人)	○	○	法701の34①
2	公益法人等(法人税法第2条第6号に規定する法人等)又は人格のない社団等が行う事業のうち、収益事業以外の事業	○	○	法701の34②
3	博物館・図書館及び学校法人以外の者が設置した幼稚園	○	○	法701の34③(3)
4	公衆浴場(物価統制令に基づき県知事が入浴料金を定めるもの。)	○	○	法701の34③(4)
5	と畜場	○	○	法701の34③(5)

番号	非課税対象施設 ※詳細については、根拠法令をご確認ください。	適用の有無		根拠法令
		資	従	
6	死亡獣畜取扱場	○	○	法701の34③(6)
7	水道施設	○	○	法701の34③(7)
8	一般廃棄物の収集・運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(8)
9	医療法に規定する病院及び診療所・介護保険法に規定する介護老人保健施設並びに医療関係者の養成所	○	○	法701の34③(9)
10	保護施設・小規模保育事業の用に供する施設・児童福祉施設・認定こども園・老人福祉施設・障害者支援施設・社会福祉事業の用に供する施設・包括的支援事業の用に供する施設・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(10) ～(10の9)
11	農林漁業の生産の用に直接供される農作物育成管理用施設・蚕室・畜舎等	○	○	法701の34③(11)
12	農業協同組合・水産業協同組合及び森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	法701の34③(12)
13	卸売市場及びその機能を補完する施設	○	○	法701の34③(14)
14	一般送配電事業、送電事業、配電事業、発電事業又は特定卸供給事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(16)
15	一般ガス導管事業又はガス製造事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(17)
16	独立行政法人中小企業基盤整備機構法の規定により、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定の事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(18)
17	総合特別区域法に規定する事業を行う中小企業者が市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定の事業の用に供する施設 ※仙台市では該当なし	○	○	法701の34③(19)
18	鉄道事業法に規定する鉄道事業者又は軌道法に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で事務所及び発電施設以外の施設	○	○	法701の34③(20)

番号	非課税対象施設 ※詳細につきましては、根拠法令をご確認ください。	適用の有無		根拠法令
		資	従	
19	道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法に規定する貨物利用運送事業(鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの・第2種貨物利用運送事業で航空運送事業者が自動車を使用して行う貨物の運送に係るものに限る。)を営む者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	法701の34③(21)
20	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	法701の34③(22)
21	国際路線就航航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で、当該国際路線に係るもの ※仙台市では該当なし	○	○	法701の34③(23)
22	電気通信事業法に規定する電気通信役務を提供する電気通信事業(携帯電話等を用いた電気通信役務を提供する事業を除く。)を営む、総務大臣から指定された者が当該事業の用に供する施設で、事務所、研究施設及び研修施設以外の施設	○	○	法701の34③(24)
23	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(25)
24	日本郵便株式会社が、日本郵便株式会社法に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設	○	○	法701の34③(25の2)
25	勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設	○	○	法701の34③(26)
26	一般公共の用に供される路外駐車場(P. 30参照)	○	○	法701の34③(27)
27	都市計画に定められた原動機付自転車又は自転車の駐車場 ※東二番丁通、仙台駅東口、元鍛冶町公園、動物公園駅、薬師堂駅の5箇所	○	○	法701の34③(28)
28	東日本高速道路株式会社等が、高速道路株式会社法に規定する事業の用に供する事務所以外の施設	○	○	法701の34③(29)
29	特定防火対象物に設置される消防用設備等及び防災設備等	○	×	法701の34④
30	港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち港湾運送の業務に従事する労働者詰所及び現場事務所(当該施設に勤務する作業員等に係る従業者給与総額が、非課税対象となる。)	×	○	法701の34⑤

消防用設備等・防災設備等

(1) この規定の適用を受ける建物

消防法第17条第1項に規定されている防火対象物のうち政令で定めるものだけが、この非課税規定の適用を受けるものであり、具体的には次に掲げるものが該当します。

〔 表 1 〕 特定防火対象物一覧表

本表は、消防法施行令別表第1を基に作成したものです。詳細は消防法施行令別表第1をご確認ください。

(1)	イ. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ. 公会堂又は集会場
(2)	イ. キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ. 遊技場又はダンスホール ハ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(ニ並びに(1)イ、(4)、(5)イ及び(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ. カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ. 待合、料理店その他これらに類するもの ロ. 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ. 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ. 病院、診療所又は助産所 ロ. 救護施設、乳児院、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)等 ハ. 老人デイサービスセンター、老人福祉センター、保育所、身体障害者福祉センター等 ニ. 幼稚園又は特別支援学校
(9)	イ. 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ. 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16 の 2)	地下街
(16 の 3)	準地下街

(2)この規定の適用を受ける施設・設備等

(1)の建物のうち、事業所税の資産割についてその事業所床面積が非課税であるとされるのは、消防法又は建築基準法で設置が義務付けられる施設・設備等で、かつ、その施設・設備等について満たしていなければならない技術的な基準等がそれぞれの法律及び施行令等で定められている施設・設備等に係る床面積部分です。具体的には、次に掲げる施設・設備等に係る床面積部分で、それぞれの適用基準を満たしているものが該当します。

〔表2〕 消防用設備等及び防災設備等一覧表 (表中㊦は消防用設備等、㊧は防災設備等)

非課税対象となる施設・設備等	非課税割合		適用基準
	全部	2分の1	
1 次の設備に係る水槽の設置部分 ○屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・屋外消火栓設備・動力消防ポンプ設備・消防用防火水槽	㊦		(1) 消防用設備等の水源としての技術上の基準に適合している水槽で、一般給水用の水源として兼用されている水槽は、非課税になります。 (2) 消防用設備等の水源と一般給水用の水源を兼用している水槽を地下に埋設し、その蓋に当る床面に消防用ポンプと一般給水用ポンプを設置している場合は、それぞれのポンプの占有面積の割合により、非課税面積を計算します。 なお、占有面積により難しい場合は、ポンプの台数で按分して差し支えありません。
2 次の設備のポンプが設備されているポンプ室 ○屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備	㊦		(1) 消防用ポンプと一般給水用ポンプが併設されているポンプ室は、それぞれのポンプの規模(占有面積)により按分します。 なお、規模により難しい場合は、ポンプの台数で按分して差し支えありません。

非課税対象となる施設・設備等	非課税割合		適用基準
	全部	2分の1	
3 次の設備の非常電源又は予備電源の電源室(発電機室・蓄電池室又は変電室を含む。) ○屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・二酸化炭素消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・自動火災報知設備・非常警報設備・誘導灯・排煙設備・非常コンセント設備・無線通信補助設備・非常用照明装置・非常用エレベーター	消		(1) 消防用設備等の非常電源と他の電源との共用の受電設備・変電設備、その他の機器及び配線が外箱に収納されている非常電源専用受電設備については、非課税になります。 (2) 一般照明用等の電源設備が併設される場合については、2(1)の取扱いを参照してください。
4 次の設備に係るパイプスペース又は電気配線シャフトの部分(バルブ類(スプリンクラー設備の制御弁等。))の格納部分を含み、床を占有する部分に限る。) ○屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・二酸化炭素消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・自動火災報知設備・漏電火災警報器・非常警報設備・誘導灯・排煙設備・連結散水設備・連結送水管・非常コンセント設備・無線通信補助設備・非常用照明装置・非常用エレベーター	消		(1) パイプスペース又は配線シャフトとして区画された部分で、消防用設備等の配管又は配線と一般給水又は照明等の配管又は配線とが併用しているものは、非課税になります。
5 総合操作盤その他の消防用設備等の操作機器(火災報知設備の受信機等を含む。)の設備部分(床を占有する部分に限る。)	消		(1) 消防用設備等の監視・操作等と空調・保温等の監視・操作等を併せ行う総合操作盤は、非課税になります。 (2) 壁等に埋め込まれ、又は取付けられている消防用設備等は、占有する部分がないので非課税になりません。
6 前記の消防用設備等の操作機器の操作面積		消	(1) テーピングにより操作面積が有効に確保されている場合に限り、2分の1非課税になります。

非課税対象となる施設・設備等	非課税割合		適用基準
	全部	2分の1	
7 次の設備に係る消火薬剤の貯蔵槽 又は消火剤の貯蔵容器等の貯蔵庫等 ○泡消火設備・二酸化炭素消火設備・ハ ロゲン化物消火設備・粉末消火設備	消		
8 動力消防ポンプ設備の格納庫	消		
9 消火栓箱・泡消火設備の放射用器具 の格納箱・連結送水管の放射用器具の 格納箱又は簡易消火用具の設置部分 (床を占有する部分に限る。)	消		(1) 壁等に取り付けられている場合につ いては、5(2)の取扱いを参照してく ださい。 (2) 移動性消防用具については、設 置箇所の標識(消防法施行規則第9 条第4号)が設けられ、かつ、当該部 分に常置されている場合に限り、占有 部分が非課税となります。
10 避難器具の設置部分(床を占有する 部分に限る。)	消		(1) 壁等に取り付けられている場合につ いては、5(2)の取扱いを参照してく ださい。
11 排煙設備のダクトスペース(風道(床 を占有する部分に限る。))及び排煙機の 設置部分	消 防		(1) 防災用の排煙と暖房等の排煙が 併用するダクトスペースは、非課税に なります。 (2) 排煙機が設置されている機械室 に他の一般機器が併設されている場 合については、2の取扱いを参照して ください。
12 階段 ○特別避難階段の階段室及びその附室 ○避難階段の階段室 ○直通階段(特定避難階段及び避難階 段を除きます)で避難階に通じるものの階 段室(傾斜路を含む。) ○防火区画されている前記以外の階段 の階段室	防 防	防 防	(1) 特別避難階段は、附室の設置が 構造上の要件であるので、この附室も 非課税になります。 (2) 避難階段の附室で、その設置に ついて特定行政庁が命じた場合は、2 分の1非課税になります。

非課税対象となる施設・設備等	非課税割合		適用基準
	全部	2分の1	
13 廊下の部分		㊦	(1) 廊下とは、室と室をつなぐ一定の幅員をもった建物内通路をいい、売場内の店内通路等は、これに該当しません。
14 避難階における屋外への出入口		㊦	(1) 屋外への出入口が扉・柱等で区画されている場合に、当該部分が2分の1非課税になります。
15 非常用進入口	㊦		
16 中央管理室		㊦	(1) 火災報知設備の受信機等及び消防用設備等の操作機器の占有部分は、前記5により全部非課税とされていますので、中央管理室の残りの部分が2分の1非課税になります。
17 昇降機等 ○非常用エレベーターの昇降路及び乗降ロビー ○前記以外のエレベーター又はエスカレーター等の昇降路(防火区画してあるものに限る。) ○吹き抜き部分及びダクトスペースの部分等(防火区画してあるものに限る。)	㊦	㊦ ㊦	(1) 防火区画されている階段等の部分からのみ人が出入りすることができる公衆便所・公衆電話所等で、当該部分が防火区画されている場合は、2分の1非課税になります。
18 避難通路 ○消防法施行令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置した(任意設置は除く。)スプリンクラー設備の有効範囲内に設置されたもの	㊦		(1) <u>非課税の適用を受ける避難通路は、仙台市火災予防条例第47条～第54条の規定に基づき設置されたものをいいます。</u> ア. 劇場等の避難通路は、客席内に設けられたものをいいます。 イ. キャバレー等及び飲食店の避難通路は、階(店内)における客席の床面積が150㎡以上の場合に、その客席内に設けられたものをいいます。

非課税対象となる施設・設備等	非課税割合		適用基準
	全部	2分の1	
○前記以外の避難通路		⑧防	ウ. 百貨店等若しくは展示場の一の階又は地下街の一の店舗で、売場又は展示場の床面積が150㎡以上の場合に、その売場又は展示場内に設けられた主要避難通路をいいます。 また、前記の売場又は展示場の床面積が600㎡以上の場合に、その売場又は展示場内に設けられた補助避難通路も含まれます。
19 喫煙所		⑧防	(1) 仙台市火災予防条例第 25 条第3項第2号の規定により設けられた喫煙所が該当します。 (2) デパートの売場内の接客カウンター等に灰皿が置かれている場合の当該施設は、非課税に該当しません。
20 その他(行政命令に基づき設置するもの。) ○特別避難階段を設置すべき建築物に準ずる建築物に対し、避難階段の附室の設置を命じられた場合の当該附室 ○建築物の構造・用途等に応じ、避難等を確実にするために屋内バルコニー等の設置を命じられた場合の当該バルコニー等 ○中央管理室の要件を充足しない防災センター等を有する場合において、防災サブセンター等の設置を命じられ、これらが一体となって中央管理室の機能を維持するようにした場合の当該防災センター及び防災サブセンター等 ○消防用機器・避難器具等の操作面積(行政命令により、その確保及び範囲が明定されているものに限る。)		⑧防 ⑧防 ⑧防 ⑧防	

第5章 課税標準の特例対象施設一覧表

1. 根拠法令の欄の「法」とは地方税法の略であり、条文は算用数字で示し、項は数字を○で囲み、号は()でくくっています。
(例) 地方税法第701条の41第1項第1号…法701の41①(1)
2. 控除割合の欄の「資」とは資産割、「従」とは従業者割のことを示し、各々×は適用がないことを表します。
3. 「資」と「従」の各々の欄の数字は控除割合を示しています。

番号	課税標準の特例対象施設等	控除割合		根拠法令
		資	従	
1	協同組合等(法人税法第2条第7号)がその本来の事業の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	法701の41①(1)
2	専修学校又は各種学校(学校法人又は私立学校法に規定する法人が設置するものを除く。)において直接教育の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	法701の41①(2)
3	事業活動に伴って生じるばい煙・汚水・廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設 (番号4に該当するものを除く。)	$\frac{3}{4}$	×	法701の41①(3)
4	産業廃棄物の収集・運搬・処分の事業、浄化槽の清掃の事業、廃油処理事業の用に供する施設(事務所を除く。)	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	法701の41①(4)
5	家畜取引法に規定する家畜市場	$\frac{3}{4}$	×	法701の41①(5)
6	国の補助等を受けて設置される消費地食肉冷蔵施設	$\frac{3}{4}$	×	法701の41①(6)
7	みそ・しょう油・食用酢・酒類の製造業者が直接製造の用に供する施設のうち包装・びん詰・たる詰等の作業のための施設以外のもの	$\frac{3}{4}$	×	法701の41①(7)

番号	課税標準の特例対象施設等	控除割合		根拠法令
		資	従	
8	木材取引の開設市場で売場を設けて定期的に又は継続して開場され、かつ、せり売・入札の売買の方法により行われるもの及び木材の加工・販売を業とする者がその事業の用に供する木材保管施設	$\frac{3}{4}$	×	法701の41①(8)
9	旅館業法に基づくホテル・旅館営業の用に供する施設のうち、客室・食堂・広間・ロビー・浴室・厨房・機械室等の施設 ※ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に該当し、届出を行っている施設は、特例の対象から除かれます。	$\frac{1}{2}$	×	法701の41①(9)
10	港湾施設のうち港務通信施設・旅客乗降用固定施設・手荷物取扱所・待合所及び宿泊所・船舶役務用施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	法701の41①(10)
11	港湾施設のうち上屋及び営業倉庫(臨港地区内に所在するもの。)	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	法701の41①(11)
12	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばき施設 (番号11に該当するものを除く。)	$\frac{1}{2}$	×	法701の41①(12)
13	港湾運送事業のうち一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋(臨港地区内に所在するもの) (番号11に該当するものを除く。)	$\frac{1}{2}$	×	法701の41①(13)
14	倉庫業法に規定する倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫 (番号11及び18に該当するものを除く。)	$\frac{3}{4}$	×	法701の41①(14)
15	タクシーを使用して行う一般乗用旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外のもの	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	法701の41①(15)
16	公共の飛行場に設置される施設のうち格納庫・運航管理施設・航空機の整備施設等 ※仙台市では該当なし	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	法701の41①(16)

番号	課税標準の特例対象施設等	控除割合		根拠法令
		資	従	
17	流通業務地区内に設置される貨物積卸施設・倉庫・上屋・卸売業等の用に供する店舗等 (番号18に該当するものを除く。) (P. 51の(注1)参照) ※仙台市では該当なし	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	法701の41①(17)
18	流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの (P. 51の(注1)参照) ※仙台市では該当なし	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	法701の41①(18)
19	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	法701の41①(19)
20	下記の①、②をいずれも満たす、心身障害者を多数雇用する事業所等 ① 10人以上の障害者(重度以外の短時間労働の障害者は1人を0.5人として計算。)を雇用しており、かつ障害者雇用割合が50%以上(短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の短時間労働の障害者は1人を0.5人として計算。) ② 「重度障害者多数雇用事業所施設設置助成金」又は「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」の支給に係る事業用施設	$\frac{1}{2}$	×	法701の41②
21	沖縄振興特別措置法に規定する特定民間観光関連施設 (適用期限あり)	$\frac{1}{2}$	×	法附則33①
22	沖縄振興特別措置法に規定する情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設 (適用期限あり)	$\frac{1}{2}$	×	法附則33②
23	沖縄振興特別措置法に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設 (適用期限あり)	$\frac{1}{2}$	×	法附則33③

番号	課税標準の特例対象施設等	控除割合		根拠法令
		資	従	
24	沖縄振興特別措置法に規定する国際物流拠点産業の用に供する施設 (適用期限あり)	$\frac{1}{2}$	×	法附則33④
25	特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定による承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設 (適用期限) 法人・・・令和6年6月30日までの事業年度 個人・・・令和5年分まで	$\frac{1}{4}$	×	法附則33⑤
26	令和7年3月31日までの期間に子ども・子育て支援法に基づく国の補助を受けた事業主等が行う、特定事業所内保育施設 (適用期限あり)	$\frac{3}{4}$	$\frac{3}{4}$	法附則33⑥

(注 1) 番号 17・18 流通業務地区とは

流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区を指しています。仙台市が指定する流通業務地区とは異なるものです。

第6章 減免対象施設一覧表

減免割合の欄の「資」とは資産割、「従」とは従業者割のことを示し、各々の欄の数字等は減免割合を示すものですが、×は適用がないことを表します。

※根拠法令は仙台市市税条例第11条第1項第3号並びに同条例施行規則第4条及び同規則別表第5の各項目です。

番号	減免対象施設等	控除割合		仙台市市税条例施行規則別表第5該当項
		資	従	
1	道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	第1項
2	道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者が当該事業の用に供する施設(当該者が当該事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。))又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒・児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。) 軽減の割合 $\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数}}{\text{当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数}} \times \frac{1}{2}$	市長が必要と認める割合	市長が必要と認める割合	第2項
3	酒税法第9条第1項に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	$\frac{1}{2}$	×	第3項
4	法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設で、当該施設に係る事業を行う者が本市の区域内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	全部	全部	第4項
5	旧中小企業振興事業団法の施行前において旧小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	全部	全部	第5項

番号	減免対象施設等	控除割合		仙台市市税条例施行 規則別表第5該当項
		資	従	
6	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部	第6項
7	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設(法701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設・結婚式場・理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除く。)	全部	全部	第7項
8	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	×	第8項
9	家具の製造又は販売の事業をもつばら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	$\frac{1}{2}$	×	第9項
10	ビルの室内清掃・設備管理等の事業を行う者の従業者のうち当該事業に従事する者	×	全部	第10項
11	学術文化の振興等に特に寄与すると認められ、かつ、主として定員制をとっている劇場等(法72条の2第8項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施設。)で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比して広大であると認められるもののうち、当該舞台等の部分	$\frac{1}{2}$	×	第11項
12	果実飲料の日本農林規格第1条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延べ面積3,000㎡以下の場合に限る。)	$\frac{1}{2}$	×	第13項
13	列車内において食堂及び売店の事業を行う者の従業者のうち当該事業に従事する者	×	$\frac{1}{2}$	第14項
14	綿の製造を行う者で中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	×	第15項

番号	減免対象施設等	控除割合		仙台市市税条例施行 規則別表第5該当項
		資	従	
15	野菜又は果実(梅に限る。)のつけ物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち包装・びん詰・たる詰・その他これらに類する作業のための施設以外の施設	$\frac{3}{4}$	×	第16項
16	法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法に規定する一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋それぞれについて3万㎡未満であるもの	全部	全部	第17項
17	教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	第18項
18	その他市長が必要と認めるもの	市長が必要と認める割合	市長が必要と認める割合	第19項

(問答集) 間違えやすい事例

問1. 未登記の建物は課税対象となりますか。

答 事業所税の課税対象となるかどうかは、不動産登記法上の家屋に該当するかどうかにより判定されます。したがって、登記されているものはもちろん、未登記の建物であっても不動産登記法上の家屋として登記の対象となりうるものである限り、事業所税の課税対象となります。

問2. 貸ビルに空室がある場合、その空室となっている部分は課税の対象となりますか。

答 貸ビルに空室がある場合、その部分は事業所税の課税対象となりません。また、貸ビルの共用部分を按分する場合には、現に借りられている貸ビルの専用部分に空室部分を加えたものを按分の基礎にします。すなわち貸ビルの中の専用部分と空室部分の合計面積で共用部分を按分するものです。

問3. A社は業務の一部をB社に委託しており、委託料をB社に支払っています。B社は、B社の工場及び従業員を使用し受託した事業を行っています。この場合の委託事業に係る納税義務者はA社・B社のいずれになりますか。

答 委託事業の実施がB社の工場及び従業員により行われている場合は、B社が納税義務者となります。

なお、A社の事業所等の一部でB社の従業員がこの委託事業を行う場合は、事業所等の一部について賃貸借契約等により占有して使用できる状態で独立したB社の事業所等と認められるものを除き、当該委託者であるA社が納税義務者となります。

問4. 次の場合は、だれが納税義務者になりますか。

- (1) 1棟の倉庫を一定期間倉庫業者から賃借し占有する場合
- (2) 1棟の倉庫のうち、特定の数室又は1室の特定部分を一定期間倉庫業者から賃借し占有する場合
- (3) 製品1個又は1ケースごとに料金を定め、倉庫業者に預託する場合

答 (1)及び(2)は、倉庫業者が物品等の保管責任を有する場合を除き、当該倉庫又はその部分を使用している者が納税義務者となります。

(3)は、倉庫業者が納税義務者になります。

問5. ビルの管理業務の一部の委託を受けたビルメンテナンス会社を使用する次の部分は、ビルメンテナンス会社の事業所部分に該当しますか。

なお、当該部分の使用に関して特に賃貸借契約等は締結されておらず、ビルメンテナンス会社が無償で使用しています。

- (1) 清掃作業人の詰所
- (2) 清掃用具の保管室
- (3) ガードマンの詰所・宿直室
- (4) 守衛室
- (5) 空調機械等の操作・監視作業人の詰所・事務所

答 設問(1)～(5)に掲げる詰所等の部分は、ビルメンテナンス会社の事業所部分ではなく、当該ビルにおいて事業を行う者の事業所になります。

問6. 貸ビル等内の駐車場についてはだれの事業所床面積となりますか。

答 (1) 月極貸し、年貸し等の駐車場である場合

月極駐車場のように特定の者が専用借りする場合の駐車場に係る床面積は、当該専用借りする者の事業所床面積として算定します。この場合、駐車場の通路にあたる部分の面積は、当該専用借りする者の間で、それぞれが専用している駐車場の面積に応じて按分します。

(2) 時間貸し等の駐車場である場合

ア 店舗等に付設された顧客用の駐車場の床面積については、当該店舗等の経営者の事業所床面積として算定します。

イ 駐車場法に規定する路外駐車場に該当する場合は、当該路外駐車場の経営者の事業所床面積として算定します。また、路外駐車場は非課税の対象となる場合がありますので、詳しくはP. 30をご確認ください。

(3) 各テナントの自由駐車が認められている駐車場である場合

各テナントの専用部分の面積に応じて按分します。

問7. 事業所税における新設の日はいつになりますか。

答 「新設の日」とは、新築、賃貸物件に関わらず、そこで事業を行う者自らが開店(開設)に向けた準備のために、当該事業所の使用を始めた日になります。

問8. 次に掲げる手当等は、従業者給与総額に算入されますか。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 通勤手当 | (4) 観劇等の入場券の交付 |
| (2) 住居手当 | (5) 永年勤続者の表彰記念品 |
| (3) レクリエーションの費用 | (6) 食事代(食券交付) |

答 通勤手当及び住居手当は、従業者給与総額に含まれるものですが、所得税の取扱い上非課税とされる通勤手当については従業者給与総額に含めないことが適当です。

上記(3)～(6)については、従業者給与総額に含めないことが適当です。

なお、通勤手当のほか、所得税の取扱い上非課税とされる宿日直手当・食事代(現金支給)についても通勤手当と同様に従業者給与総額に含めないことが適当です。

問9. 経理上未払金として処理されている給与等は、課税標準となる従業者給与総額に算入されますか。

答 既に支払い義務が発生し、未払金として損金経理されている給与等は、課税標準となる従業者給与総額に含まれます。

問10. 次の従業者の給与等は、どのように取扱われますか。

- (1) 鉄道の運転手又は車掌
- (2) 列車内の食堂やプラットホームの売店の従業員
- (3) 常時船舶の乗組員
- (4) 設置期間が1年未満の建築現場事務所に常時勤務する現場作業員

答 (1)及び(2)の従業者は、主たる給与を支払う事業所等の従業者として取扱うため、主たる給与を支払う事業所等に係る従業者給与総額に含めます。また、(3)及び(4)の従業者は、事業所等に勤務する従業者に該当しないため、事業所税の対象から除かれます。

問11. 免税点は、基礎控除と考えてよいですか。

答 事業所税における免税点の制度は、中小事業者の負担を排除するために設けられており、基礎控除の制度ではありません。したがって、例えば課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が1,500㎡の場合は、資産割の免税点を超えることとなりますが、この場合その超えた部分のみではなく、全体の1,500㎡が課税対象となります。

問12. 当初課税の対象とされない事業所等であったものが、事業年度の中途において事業所用家屋の用途が変更されたこと等により、課税標準の算定期間の末日においては課税の対象となる事業所等となった場合の免税点の判定はどのようになりますか。

答 当該課税標準の算定期間の末日における事業所床面積及び従業者数によって免税点の判定を行います。なお、従業者割の課税標準については、課税標準の算定期間のうち課税の対象となる事業所等に係る期間に支払われた従業者給与総額をもって課税標準とします。

問13. 資産割の課税標準は、課税標準の算定期間が12月に満たない場合には月数に応じて計算しますが、免税点の判定も同様の計算結果により判定することになりますか。

答 資産割の免税点の判定は、月数に応じた計算結果によらず課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。

問14. 公益法人等又は人格のない社団が事業を行う次の施設は非課税となりますか。

- (1) 収益事業のみを行う施設
- (2) 収益事業以外の事業のみを行う施設
- (3) 収益事業と収益事業以外の事業を併せて行う施設

答 (1) 課税となります。
(2) 非課税となります。
(3) それぞれの事業を行う部分が区分できる場合は、収益事業を行う部分が課税となり、収益事業以外の事業を行う部分が非課税となります。当該部分が区分できない場合は、法人税法施行令第6条の規定により区分して行う経理に基づいて非課税部分と課税部分を算出してください。

問15. 事務室の一部を移動用ロッカーで区切って更衣室としていますが、福利厚生施設に該当しますか。

答 設問の場合の更衣室は、単に事務室の一部を移動用ロッカーで区切ったにすぎないものであり、他の場所へ移動することも考えられます。
このように一定の場所に固定しない更衣室等は福利厚生施設に係る非課税施設には該当しません。

問16. 福利厚生施設(休憩室等)において、そこに通ずる廊下等の共用部分も非課税に該当しますか。

答 非課税施設に該当するのは当該福利厚生施設部分のみの床面積であり、廊下等の共用部分は非課税に該当しません。

問17. オフィスビルの一部に飲食店等が入っている場合は、当該ビル全体の消防設備等が非課税対象となりますか。

答 当該オフィスビルが消防法施行令別表第1(16)イに掲げる複合用防火対象物に該当する場合は、当該ビル全体に係る消防設備等が非課税対象となります。

問18. 事業を休止している場合(例えば工場の一部休止)の休止部分に係る床面積は、免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含まれますか。

答 事業所床面積のうち、休止部分に係る床面積についても免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含めます。なお、当該部分が以下の条件を満たす場合には課税標準となる事業所床面積から当該部分の床面積を除くことができます。

- (1) 算定期間の末日以前継続して6カ月以上休止していること。
- (2) 当該部分の床面積が明確に区画されていること。
- (3) 当該部分に備品等が全くなく、空室状態にあること。
- (4) 遊休施設でないこと。

詳しくは担当課までご相談ください。

問19. 第一種貨物利用運送事業(貨物自動車運送)を営んでいますが、事務所以外の施設はすべて非課税に該当しますか。

答 運送事業の非課税では「一般貨物自動車運送事業(自社でトラック等を所有している場合)」として運輸局から経営許可を受けている営業所等のうち、事務所以外の施設については非課税の対象となります。

第一種貨物利用運送事業(貨物自動車運送)の登録のみの場合は非課税に該当しません。各事業の許可、登録内容につきましては所管の運輸局にご確認ください。

問20. 課税対象であった施設がその法人の事業年度の中途に非課税対象の施設となった場合、当該施設に係る資産割は非課税となりますか。一方、非課税対象であった施設が事業年度の中途に課税対象の施設となった場合はどうですか。また、従業者割はどうなりますか。

【答】 課税標準の算定期間の末日現在において、資産割が非課税とされる施設に該当するものであれば、当該施設がたとえ課税標準の算定期間の中途において非課税規定の適用を受けるべき施設に該当したとしても、当該施設に係る事業所床面積の全部が月割されることなく非課税となります。逆に、課税標準の算定期間の末日現在において、資産割が非課税とされる施設に該当するものでなければ、たとえその施設が課税標準の算定期間の中途において非課税規定の適用を受けるべき施設であったとしても、当該施設に係る事業所床面積の全部が月割されることなく課税対象となります。

従業者割については、課税標準の算定期間の末日の現況により非課税規定の適用を受ける施設と認定されたとしても、非課税規定は、「当該施設に係る従業者給与総額」に対して事業所税を課することができない旨を規定するものであるため、非課税に該当することとなった日前の課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額は、非課税規定の適用を受ける施設に係る従業者給与総額ということとはできず、非課税とはなりません。

問21. 倉庫業を営んでいますが、借り受けている倉庫は課税標準の特例を受けられますか。

【答】 倉庫業法に基づく倉庫業者が、営業用倉庫(P. 55問4参照)として事業を営んでいる場合は、自己所有、借受けに関わらず、課税標準の特例が適用されます。

事業所税の内容や手続き等、ご不明な点がございましたら、担当課までご連絡ください。

担当: 仙台市財政局税務部市民税企画課 法人課税係
電話: 022-214-1101 (直通)